

## 大阪市条例第75号

大阪市再生可能エネルギーの導入等による脱炭素社会の実現に関する条例の一部を改正する条例

大阪市再生可能エネルギーの導入等による脱炭素社会の実現に関する条例（平成23年大阪市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 〔(1)・(2) 略〕 (3) エネルギー <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律</u> （昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。 〔(4)～(7) 略〕	(定義) 第2条 〔同左〕 〔(1)・(2) 同左〕 (3) エネルギー <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u> （昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。 〔(4)～(7) 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。